

「第3期秋田県がん対策推進計画（素案）」に関する意見募集結果の概要について

県では、このたび「第3期秋田県がん対策推進計画（素案）」を策定するにあたり、県民の皆様から御意見を募集したところ、多数の御意見をお寄せいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と県の対応については次のとおりです。

なお、いただいた御意見については、計画策定の参考にさせていただきます。御協力いただき、ありがとうございました。

1 意見募集の期間

平成30年1月19日（金）から2月19日（月）まで

2 意見の状況

- ・意見書の数 5 通
- ・具体的な意見の数 24 件

3. 意見の概要と県の考え方・対応

No.	意見の概要	県の考え方・対応
1	○がん予防教育の徹底 小学校高学年から中・高校生までの児童・生徒に対して「禁煙や減塩、過度の飲酒を控えることががん予防になる」というがん予防教育を徹底することが大切。そのため、少なくとも毎年1回以上は授業や講演等でがん予防の知識を深める機会を作る。 1回の授業は短くても、高校卒業までに、10回程程度の授業を受けることにする。	第5章Ⅳの3「がん教育、がんに関する知識の普及啓発」において、がん教育の体制整備について記載しております。 御意見は、今後のがん教育を推進していく上で参考とさせていただきます。
2	○子どもと親が家庭で話し合うがん予防の取り組みの徹底 働く若い親が、禁煙や減塩、過度の飲酒を控えることの大切さを子ども達と一緒に話し合うことで、親のがん予防の意識を増進させるとともに、子ども達の健康と生活習慣にも良い効果が出る。	親子でがん予防のための生活習慣等について話し合えるよう、学校におけるがん教育とあわせ、親世代への普及啓発を今後も推進してまいります。
3	県でがん予防推進月間を設定し、新聞、テレビ等で広報する。がん予防について、家庭で親子が話し合う機会を持つ取り組みを推奨する。	県では、「世界禁煙デー」に合わせた啓発キャンペーンや、がん予防・検診に関するフォーラムなどを開催し、マスコミと連携した広報活動を行っております。 今後も、様々な機会を捉え、積極的な情報発信を行ってまいります。

4	○企業、職場単位のがん検診受診率向上への取り組み 各企業の事情等を考慮の上、企業ごとになん検診の数値目標を設定し、達成した企業に特典を与える。	県として、がん検診を実施する企業への特典の付与は困難ですが、企業等も参画する「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」等を通じて、従業員等に対するがん検診の受診機会の確保について要請するとともに、がん検診の必要性についての啓発を行ってまいります。
5	がん検診受診率向上のために、 ①健康に自信があり、受診に前向きではない人に「がん検診招待券」を配布する。 ②お金がかかるので受診できないという人のために、受診料を無料化する。 ③受診会場までの交通手段がない人のために、会場までの無料バスを運行する。 ④足が不自由で歩けない人のために、無料タクシーを運行する。	がん検診受診率を高めるためには、実施主体である市町村において、住民が受診しやすい環境を整えるとともに、住民一人ひとりががん検診の重要性について正しく理解し、継続的に受診することが必要です。 受診率向上のための御提案につきましては、実施主体である市町村に伝達させていただきます。
6	○消化器系がん予防対策 減塩：小・中学校の給食を減塩にし、薄味に慣れるようにする。子どもの頃から減塩に関する啓蒙と実践が必要。濃い味に慣れた大人になってから説いても効果が薄い。	県では、栄養士会と連携して保育園や幼稚園において「うすあじ教室」を開催するなど、減塩やバランスの良い食事について啓発を行っております。 また、学校給食では学校給食栄養摂取基準に基づき、食塩相当量が小学校は2.5g未満、中学校は3g未満を遵守した献立を作成し、薄味の給食を提供しております。出汁を活かすなど調理を工夫し、薄味でも美味しく食べられるような取組もしております。 今後も、幼児に対する啓発事業や、学校給食を通じた食に関する指導の中で、減塩に取り組んでまいります。
7	○消化器系がん予防対策 減塩：企業の食堂に対し、減塩に努めてもらうよう協力依頼する。	県としても働き盛り世代に対する食事栄養指導は重要であると認識しており、企業の食堂に対して減塩メニューの普及を働きかけていくこととしております。
8	○肺がん予防対策 間接喫煙の撲滅：飲食店での喫煙は指定した場所でのみ可とするように法制化し、徹底する。	(法制化は国が行うものですが、県としても国の動向を注視しながら、県民が望まない受動喫煙を避けることができるよう、「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づいた対策の実施を飲食店等に求めてまいります。)

9	○肺がん予防対策 医療関係者の喫煙率低減：医療関係者（医師、看護師、薬剤師等）の喫煙状況を各病院で把握して「禁煙」の数値目標を設定し、率先して実践する。	本計画では県民の喫煙率低減について目標値を設定しており、計画期間中、目標の達成に向けた施策を講ずることとしております。
10	会社ごとに健康に関する項目（健康診断受診率、歩数など）をランキングし、上位の会社に健康診断無料クーポンを配るなどの取り組みをしてはどうか。小規模の会社では健康診断も自費で受けざるを得ない。何かしら自己負担が少なくなれば受診率も上がると思う。	企業等におけるがん検診はそれぞれの判断に基づき実施されておりますが、企業等も参画する「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」等を通じて、従事者等に対するがん検診の受診機会の確保について要請するとともに、がん検診の必要性について啓発を行ってまいります。
11	喫煙、受動喫煙の対象とするたばこに、非燃焼の加熱式たばこ等の新型たばこも含めてほしい。	（県としても、国の動向を踏まえ対応するとともに、県民や事業者等に対し、喫煙や受動喫煙による健康被害に関する啓発や、秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインに基づく環境整備に取り組んでまいります）。
12	国の健康増進法の改正を見越して、管内公共施設の屋内全面禁煙の自主的实施が望まれるので、庁舎（議会棟、出先を含む）、関係機関等の「敷地内又は屋内全面禁煙」の周知徹底・要請をお願いする。また、職員の勤務中の禁煙実施もお願いする。	（県としても、国の動向を踏まえ対応するとともに、県民や事業者等に対し、喫煙や受動喫煙による健康被害に関する啓発や、秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインに基づく環境整備に取り組んでまいります。）
13	公共性の高い施設において、子ども・妊産婦を受動喫煙の被害から守ることを最優先に、全面禁煙の拡大や、幼稚園・小中学校の保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等をお願いする。	（県としても、国の動向を踏まえ対応するとともに、県民や事業者等に対し、喫煙や受動喫煙による健康被害に関する啓発や、秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインに基づく環境整備に取り組んでまいります。）
14	分煙では煙は必ず漏れる。公共施設や飲食店・職場・家庭で、全面禁煙の徹底・推奨をお願いする。	県としても、国の動向を踏まえ対応するとともに、県民や事業者等に対し、喫煙や受動喫煙による健康被害に関する啓発や、秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインに基づく環境整備に取り組んでまいります。
15	路上禁煙について、特に繁華街・アーケード商店街を優先に、全域への拡大、また、コンビニなどの店外灰皿の禁止も含めた徹底をお願いする。	県としても、国の動向を踏まえ対応するとともに、県民や事業者等に対し、喫煙や受動喫煙による健康被害に関する啓発や、秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインに基づく環境整備に取り組んでまいります。

16	貴管内の遊泳場・屋外スポーツ施設・公園などでも受動喫煙の被害がないよう、禁煙措置の徹底をお願いします。	県としても、国の動向を踏まえ対応するとともに、県民や事業者等に対し、喫煙や受動喫煙による健康被害に関する啓発や、秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインに基づく環境整備に取り組んでまいります。
17	禁煙サポートの推進について、禁煙治療の保険適用が改定され、平成28年4月から35歳未満の若い世代にも適用になったので、この施策を進めていただきたい。	第5章Ⅰの1(1)「生活習慣について」において、取り組むべき施策として県、市町村、医療従事者、医療保険者及び事業者が行う禁煙支援について記載しております。
18	喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいる。受動喫煙でも同様のリスクがあり、本人及び周りの家族なども、禁煙により歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待される。歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あり、これらの啓発が重要である。	喫煙は歯肉炎や歯周病を悪化させ、歯の喪失につながるほか、口腔癌とも関係しているため、県口腔保健支援センターを活用し、今後も歯と口腔のための禁煙の有用性について、成人だけでなく学齢期からの歯科保健指導時に啓発してまいります。
19	治療や入院・手術に至ってもなお喫煙し続ける患者が少なくなく、重症化予防の妨げ、また医療費高の一因になっている。禁煙指導にも関わらず喫煙し続ける場合、治療効果が減少するケースもあり、医療資源の浪費となる。抜本的な対策をお願いします。	第5章Ⅰの1(1)「生活習慣について」において、取り組むべき施策として「禁煙の支援」を掲げておりますが、御意見のあった点については、県内がん医療の中核となるがん診療連携拠点病院等を通じ、患者等に対する啓発を行ってまいります。
20	県主導で漢方生薬栽培を行うことにより、がん対策並びに農業の更なる活性化につながる。 ・秋田県は龍角散発祥の地であり、漢方、生薬製剤事業として進めやすい環境である。 ・漢方薬は、厚労省の「医薬品産業強化総合戦略」や「がん対策加速化プラン」の中でも重要な医療として期待されている。	本計画では、がん診療連携拠点病院等による手術療法、薬物療法及び放射線治療を組み合わせた「集学的治療」と、最新の医学的知見に基づく「標準的治療」を推進することとしております。 御意見は、こうした治療を推進していく上で参考とさせていただきます。 農業活性化の御意見につきましては、関係部局に情報提供いたします。
21	県主導による大学並びに基幹・中核病院での漢方によるがん治療への取り組みを実施する。 ・漢方の研究・栽培・治療という一貫した流れが秋田県のがんの取り組みを加速させることにつながる。 ・栽培から治療まで一貫して県で実施する場合、他県に先駆けた取り組みとなる。	御意見は、がん診療連携拠点病院等における集学的治療や標準治療を推進していく上で、参考とさせていただきます。 また、漢方の研究・栽培についての御意見については、関係部局に情報提供いたします。

22	県が中心となり、漢方薬を通じてがん患者の緩和医療への取り組みを推進する。 ・漢方薬はがん性疼痛の緩和や化学療法による副作用の軽減に有用であり、患者のＱＯＬの向上並びに治療への好影響をもたらす可能性がある。	緩和ケアについては、がん診療連携拠点病院等を中心に取組が進められております。 また、緩和医療への漢方薬使用については、がん診療連携拠点病院等で構成する「秋田県がん診療連携協議会」と情報共有するとともに、今後の緩和ケア推進の参考とさせていただきます。
23	検診による早期発見はもちろん進めていくべきと思うが、患者会活動を通じて、不調を感じて受診してもがんと診断されるまで時間がかかるケースがあることを感じている。がんの専門ではない開業医のがんに関する知識や意識の向上と、拠点病院との連携も早期発見に不可欠と感じている。	第５章Ⅰの２（２）「がん検診の精度管理等について」において、他疾患の診療で施行した画像・血液検査等の際に、がんのスクリーニングとしての診断や判定を心がけることを取り組むべき施策として記載しております。 また、同章Ⅲの３（１）「拠点病院等と地域との連携について」で、がん診療連携拠点病院等とかかりつけ医との連携に取り組むべき施策として記載しております。
24	個別目標で、がん相談支援センターのピアサポート体制整備の数値が現状１から中間目標１２になっているが、短期間でそこまでの整備が可能なのか、具体的にはどのような方策を考えているのか、知りたい。	がん相談支援センターの機能の充実を図るため、個別目標における指標を「ピアサポーターの協力を得て、相談を実施しているがん相談支援センターの数」、中間目標値を「増加」と改めます。 また、県としても、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターやがん患者団体と連携を図り、早期の体制整備を推進し、最終年度までにすべてのがん診療連携拠点病院等でピアサポートが実施されるよう努めてまいります。